

平成 27 年 8 月 20 日 00235 号

編集者:佐藤 寿春

北見市幸町 8 丁目 4-4(佐藤整骨院内)

NPO 法人北見市武道振興協会事務局発行

直通:090-5986-0839

代表:0157-22-2212 Fax:0157-23-0581

satou.tosiharu@navy.plala.or.jp

北見武道通信

ニュースレター【事務局情報】復活！

窓ガラス越しのけいこ風景 第7回目～2階南側通路(道場1を強化ガラス越しに)～

主に柔道と合気道等が利用する「道場1」は、正面玄関(南側)を入り右手になります。午後12時30分よりスタートした第20回武道祭では、大勢の観客が総合武道の演武や柔道試合をご観覧いただきました。



南と北に分かれている通路は試合などを観戦するのにとても都合よくできているため、武道祭のこの日も大勢の家族連れがガラス越しに試合などを楽しんでいました。



【事務局情報】8月26日(水)19時より NPO法人武道臨時総会を開催します！

8月26日(水)午後7時より北見市武道館研修室におきまして、平成27年度特定非営利活動法人北見市武道振興協会の「臨時総会」が開催されます。この度の臨時総会は、都合により辞任した監事の山下午年也氏の補選のために開かれるものです。即日新しい監事1名が選ばれる予定です。

連載「武道宝鑑」第4弾 柔道十二訓 講道館館長 嘉納治五郎 師範

△柔道を武道として練習するには

第一、形乱取の練習は真剣勝負の心持を以てせねばならぬ。平素に於いては形は勿論乱取も、互に相手に怪我をさせぬようと注意する、それが却て油断させることになり、油断が習慣ともなれば一朝相手が真剣に掛かって来れば不覚を取ることになる。依って互に相手に怪我をさせぬよう注意することは勿論必要ではあるが、同時に相手が真剣に掛かって来るものと見做して練習する心掛けがなければならぬ。

第二、第一のような心掛けはなければならぬが、同時に又日常の練習は他日目的とする所に到達せんが為の手段であって、目的そのものではないということを了解しなければならぬ。又修行中の勝負は真剣の勝負でなく、修行中の一方便に過ぎぬのであるから勝負の為、修行の真目的を忘却してはならぬ。

第三、修行の場所は道場内に限るものでない。道場は相手と練習し、又は試合する為には必要なれど、修行は常住坐臥如何なる場所にあっても出来るものである。又、平素あらゆる不時の攻撃にも備えるだけの覚悟がなければならぬ。 つづく